37　39の欄は、次によること。

⑴　義務船舶局以外の船舶局であつて、船舶安全法第２条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨を記載すること。

⑵　特定船舶局であつて、船舶安全法第４条第１項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、免除の内容について記載すること。

［⑶・⑷　略］

⑸　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［削る］

⑹　［略］

⑺　［略］

⑻　特定船舶局にあつては、電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者から電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

⑼　［略］

38　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

39　免許の申請の場合において第15条の５第１項第２号に該当するとき又は工事設計の変更若しくは無線設備の変更の工事の届出をする場合において施行規則別表第１号の３第１の21の項若しくは同表第２の２の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。

40　［略］

41　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。

42　無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

43　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第３　アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第２及び別表第二号の二第５の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第５及び別表第二号の二第８のとおりとする。

39　39の欄の記載は、次によること。

⑴　４の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

⑵　船舶安全法（昭和８年法律第11号）第４条第１項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、免除の内容について記載すること（特定船舶局に限る。）。

［⑶・⑷　同左］

⑸　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局を免許の番号等により明示すること。

⑹　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

⑺　［同左］

⑻　［同左］

⑼　特定船舶局にあつては、電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

⑽　［同左］

［新設］

40　免許の申請の場合において第15条の５第１項第２号に該当するとき、工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の届出をする場合において施行規則別表第１号の３第１の21の項若しくは同表第２の２の項に該当するときは、その事実を証する書面を添付すること。

41　［同左］

42　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に所要事項を記載すること。

43　無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

［新設］

別表第二号の三第４　アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第２及び別表第二号の二第５の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第６及び別表第二号の二第８のとおりとする。